

令和2年度 第8回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和3年2月26日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

W e b 会議形式により開催

3 出席者

委 員：村上委員長、葉山副委員長、

井上委員、中井委員、齋藤委員、大瀧委員、高橋委員、八田委員、酒井委員、
菊地委員、本間委員（11名）

事務局：環境生活部 森次長、石崎環境対策監

環境政策課 井田課長、山縣副課長、坂元班長、加藤副主査、水野副主査

傍聴人：4名

4 議 題

（1）第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

（2）その他

・千葉県環境影響評価技術細目の改正案について

5 結果概要

（1）第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

事務局から資料1から資料5に沿って説明があり、審議が行われた。

（2）その他

・千葉県環境影響評価技術細目の改正案について、事務局から資料6－1～6－3
に沿って説明があり、質疑応答が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 3 住民等意見の提出状況
- 資料 4 市長意見の提出状況
- 資料 5 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
- 資料 6－1～6－3
千葉県環境影響評価技術細目改正案について
委員から寄せられた質疑・意見に対する見解

別紙 審議等の詳細

議題（１）

第２期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局説明

資料１により手続の状況等、資料２により委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解、資料３により住民等意見の提出状況、資料４により市長意見の提出状況、資料５により方法書に対する意見について説明が行われた。

○審議

（委員）

資料５「（２）大気質」に示された意見のうち、有効煙突高の変化、内部境界層の発達及びダウンウォッシュに関しては、悪臭の評価においても必要な条件であるため、「（６）悪臭」にも記載願いたい。

（事務局）

御意見のとおり対応したい。

（委員）

資料５「（９）植物、動物、生態系及び海洋生物」における環境影響評価の項目として選定するよう求める意見は、適切である。事業者が、改めて現地調査を行い、自治体とも協議を行うとしているにもかかわらず、項目として選定していないことについて、非常に違和感があった。また、方法書において、海洋生物の重要な生息環境として藻場に言及されているが、それを構成するアマモという単語は記載されていない。事業者には、海洋生物に植物も含まれるという認識を持ってもらいたい。

事務局に確認だが、対象事業実施区域の土地の埋立事業は、公共事業であったのか。その上で、埋立事業の目的として、本事業のような施設の設置は想定にあったと思われるが、本環境影響評価において地盤の安定性や地下水位の状況の調査を求めるというのは、どういう意味か。例えば、事業者にボーリング等をさせ、地盤の安定性や地下水位の状況に問題があった際には、その改善のために埋立事業の補強工事のようなものを求めるということか。

(事務局)

まず、埋立事業については、昭和50年代に、海域だったところを県の土地造成整備事業により海底土砂で埋立し、土地造成をしたものである。なお、その埋立地の突端に廃棄物最終処分場があり、現在処分業を行いつつ、土地造成事業を併せて行っているため、正確には埋立事業はまだ終わっていない状況である。埋立事業の目的としては、企業誘致であり、千葉市から富津市にかけた6市においては、石油化学コンビナート等が集中する立地となっている。

また、地盤の安定性については、事業実施区域及びその周辺は海底土砂で埋立しているため、圧密は確保されていると考えられるが、環境影響評価の対象となるような規模の事業を実施する際には、周辺環境への影響が生じ得るのかどうかを確認するということが、環境影響評価においては非常に重要だと考えている。また、地下水位についても、臨海地域において、近年、工業用水道の普及等により、過去に多く行われていた地下水採取の必要がなくなり、地下水位が戻り、その水位の上昇も見られる中、環境影響評価の一環として、事業実施による影響を調査、予測及び評価することは場合によっては必要になると考えている。

(委員)

改めて確認すると、地盤の安定性や地下水位の状況の調査は、事業が周辺環境に対して影響を与えないかどうか、という観点で行うということか。

(事務局)

事業者は、まずは具体的にどのような形で事業が進められるのかという前提条件を明らかにし、その上で、現況と比較して、事業による周辺環境への影響は生じ得るのかどうか確認する必要がある。仮に影響が生じる場合には、環境影響評価手続の中でその環境保全措置を検討し、最終的には影響をできる限り与えないような事業計画を立てることが肝要と考える。

(委員)

環境影響評価において地盤の安定性や地下水位の状況の調査を求めるということは、結果として、例えば、浸水した場合に、処理施設への危険性がどうなのかということを検討する材料になるのではないかと。同様に、液状化する条件に当たっていないかどうかの把握もできる。また、事業実施に当たり、事業実施区域の土壌汚染が地下水汚染に繋がるのかどうかについても、確認できる。

そのような観点も環境影響評価の枠組みに入っているのかどうか、確認したい。

(事務局)

浸水リスクについては、これまでの環境影響評価の枠組みの中では、必ずしも扱ってきたものではないが、近年の気象状況の変化も踏まえ、今後の対象事業においてはその確認の必要性を検討していかなければならないと考えている。そのため、県の技術細目についても、その観点から必要に応じて見直していかなければならないと考えている。本事業においても、必ずしも強制力を伴うものではないが、浸水リスクについてこの環境影響評価に織り込んで評価することが望まれる。

そして、液状化リスクについては、事業者は、まずは現在の地盤の状況を調査した上で、そのような現象が起こるかどうか環境影響評価の中でできる限りの検証を行うことが必要ではないかと考えている。

また、土壌汚染と地下水汚染の関係については、環境影響評価の項目としては「土壌」において調査、予測及び評価されるべきもので、本事業の実施区域では砒素とふっ素による汚染が既に確認されているため、地下水汚染の原因となり得るのかどうか、そうならないようにするためにはどうすればよいのか、ということが検証されるべきである。

(委員)

資料5「(2) 大気質」における光化学オキシダントに係る意見について、「必要な調査、予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること」とあるが、本事業については、VOCの発生が極めて少なく、窒素酸化物も環境影響評価の項目として選定されているため、本意見は事業者に対し、具体的にどのようなことを求めるものなのか。

(事務局)

本事業においては、VOCの発生は極めて少ないとされているが、環境中でVOCと窒素酸化物が反応して光化学オキシダントが生成する過程を考えると、誰が排出したかはあまり重要ではなく、他社が排出しているところに一定の窒素酸化物を排出することは光化学オキシダント生成の原因となることから、本項目は自己完結型で選定・非選定を判断する性質のものではないと考える。そのことを踏まえると、以前の案件のように田園地帯に立地するのと、本事業のように工業地域に立地するのでは、選定・非選定について同じ議論はできない。ただ、本意見は、あくまでも前提として「今後の動向を踏まえ」というものであり、現在是对応が難しいと思われるが、今後、技術の進展があった際には、事業者の実行可能な範囲で取り組むよう求めるものである。

(委員)

光化学オキシダントに係る予測・評価というのは、専門家にとっても難しいものであり、

それを1事業者に求めるのは酷だと感じる。現時点で具体的なものを求めるのではなく、今後の動向を注視し、可能な限り、実施してほしいという意図で記載されているという理解でよい。

(事務局)

技術的に現状においては事業者の対応は困難であるということは御指摘のとおりで、「今後の動向を踏まえ」というのは、現状から状況変化が起これば、という趣旨のものである。このような表現は、環境省の大臣意見においても用いられ、PM2.5に対しても同様の意見が述べられている。整理としては、今後の状況変化と事業者の努力に期待を込めての意見ということになる。

(委員)

土壤汚染について、砒素は埋立された産業廃棄物由来ではないか。また、君津市長から汚染が場外へ拡散しないよう求める意見が出されているが、資料5「2. 地域特性」における「汚染の拡散に十分留意することが必要である」という文言は、他の項目と比較して弱い表現ではないか。

(事務局)

まず、土壤汚染の原因については、事業実施区域は海底土砂で埋立されているため、海水由来の可能性も考えられる。

また、意見の表現については、環境影響評価項目として選定され、調査、予測及び評価されること、事業実施段階においては土壤汚染対策法に基づく対応が図られることから、このようなものとしている。

(委員)

砒素について、溶出試験では基準を超過している一方、含有試験では検出されていないというのは、疑問である。土壤の性状を確認した上で、汚染の原因を究明することが望まれる。意見の表現について、事務局の意図は理解した。

(事務局)

方法書の2-26ページ「e. 土壤汚染対策」に「掘削土砂は、原則として場内で再利用する」ことが記載されており、本意見はこれを前提とした表現としている。また、資料5における「2. 地域特性」の箇所であるため、事実関係の記載を中心としている。その上で、同資料「(8) 土壌」において、調査手法及び予測手法に対する意見としている。

(委員)

先ほどから話にあるとおり、千葉県臨海部は海底土砂で埋立された経緯があることから、砒素、ふっ素が基準値を若干超過するということは、当然あり得るものだと認識しており、東日本大震災後の調査でも同様の結果が出ている。

委員が懸念されていることは、砒素について、溶出試験では基準を超過している一方、含有試験では検出されていないということだと思うが、私は、事業者としては定量下限値を超えなかったため検出なしとした、と理解している。その理解で間違いないか 事務局に確認したい。

また、事業実施区域において、造成時の経緯で、土壌が基準値を若干超過していることについて、事業者の責任ではない一方、土壌汚染対策法では自然由来と人為由来の区別をすることになっていないため、環境影響評価ではどのような整理をするのか、事務局に見解を確認したい。

(事務局)

御発言のとおり、定量下限値は、溶出試験、含有試験でそれぞれ異なることから、溶出試験で検出され、含有試験で検出されないことは有り得るものと考えている。

また、汚染が自然由来だった場合の事業者責任の範疇については、環境影響評価の中では、そこまで決められていないが、土壌汚染対策法では、責任は原則として土地所有者となっているため、あえて整理をすればその責任は土地所有者に帰属すると考える。

(委員)

個人的には、土壌汚染対策法が元素で規制をしていることに疑問を感じている。

(委員)

資料5「(2) 大気質」における光化学オキシダントに係る意見について、これは事業者に対し、具体的に何かを求める意見なのか。

(事務局)

今すぐに必要な調査や予測を行うことは、技術的に困難であるため、将来、技術的進展が見られた場合には、できる限りのことをすべきだという趣旨の意見である。「今後の動向を踏まえ」という前提があった上でのものである。

(委員)

事業実施区域は県が埋立したものであり、また、本事業も事業者は株式会社ではあるが、

事実上、公共事業のようなものであることから、地盤の安定性や土壌汚染について、一般の営利企業に対するような意見を付すことに問題はないか。例えば、土壌汚染については、事業特性に「土地所有者と協議しながら対策を進めること」といった文言を入れるなどの配慮があつてよいのではないか。

(事務局)

土壌汚染については、土壌汚染対策法があるため、それに基づいた対応になると考えている。

また、株式会社、公共事業ということについては、環境影響評価の制度上、相手に応じてではなく、図書から読み取れる客観的事実に対し、意見すべきことは述べていくものだと考えている。

なお、地盤の安定性については、追加で新たな調査や予測を求めているものではなく、方法書において「地形及び地質等」を項目として選定しない理由として地盤の安定性の観点が抜けていることから、その確認を求めるものであり、事業者において事実即して整理をもらえれば問題ないと考えている。

(委員)

環境影響評価では、事業の実施が周辺環境にどのような影響を与えるのか、という観点が重要であるため、事業者に対し、事業実施前に現在の環境状態をきちんと把握させることは、事業実施後のトラブルを避ける意味でも、明確に求めた方がよいと考える。

また、事業者責任の範疇については、ある程度区分けを明確にしておかないと、事業者に過度な要求をしてしまう可能性がある。

(委員)

アセスメントの部分とマネジメントの部分に分けて考える必要がある。事業者責任の範疇を明確にし、環境影響評価については事業者がきちんに行う、環境保全対策については必要に応じて土地所有者に協力を求める、という事業の進め方がよいと感じる。

(委員)

先ほど事務局から、今後、災害リスクの観点も環境影響評価に入れていきたいという趣旨の回答があつたが、これは非常に進んでいる考え方だと感じた。この理解に間違いはないか。

(事務局)

災害リスクについては、数年前まで、環境影響評価の枠組みの外側である、ということが当たり前のようになってきたが、明確な線引きは難しいところがあり、他の都道府県と情報交流する場において、環境影響評価の意見に入れているかどうかを確認したところ、実際に意見を付している自治体が多くあったというのが実情である。

そして、既に本県は、洋上風力発電事業に係る配慮書に対する意見において、災害リスクについて「留意事項」として盛り込んでいるので、今後も必要に応じてそのような対応をしていきたい。

(委員)

資料5に温室効果ガスの排出量削減を求める意見があるが、地域住民にメリットはあるのか。例えば、大気汚染の更なる低減のためにはエネルギーをより消費することになる。そうすると、温室効果ガスの排出量削減を目指すことによって、逆に、他の項目による地域住民に対する影響が大きくなるという問題が起きるのではないかと。

(事務局)

温室効果ガスは、「温室効果ガス等」という括りでフロン類も含めた地球環境保全関係の項目として明確に位置付けられているため、従前から意見を付しているものである。

その上で、資料5の温室効果ガスに係る意見は、国において二酸化炭素排出実質ゼロ宣言という明確な意思表示がされ、本県においても、本年2月4日に実質ゼロ宣言をしており、このような状況変化を念頭に盛り込んだものである。

(委員)

それでは、意見等は概ね出尽くしたと思うので、事務局は、本日の結果を踏まえ、次回の最終審議に向けて整理願いたい。

以上で議題1の審議を終了する。

議題(2)

その他

- ・千葉県環境影響評価技術細目の改正案について

○事務局説明

資料6-1～6-3により説明が行われた。

○質疑応答

(委員)

「地形及び地質等」の評価で、土壌については動植物への影響について記載されているが、地形と地質についてもそれは当てはまる。土壌に合わせて、それぞれ改変による「生物・生態系への影響が軽微」のような文言があるといいかと思う。

(事務局)

土壌と湧水のところに生物系の記載があるが、本来は動植物、生態系の項目で、地質の改変状況や湧水の状況の変化などを踏まえて、予測・評価するということになると考えている。

(委員)

統一した方がよいのではないかと。誤解を招く感じがする。

(事務局)

動植物、生態系の書きぶりを確認し、削除するか、加えるか、判断したいと思う。

(委員)

それから、評価の土壌にある「水環境及び動植物」については「生物・生態系」といった文言がいいのではないかと。例えば、土壌に住んでいる微生物というのは当然、重要である。しかし、動植物という環境影響評価の項目には入っていない。動植物は「生物」という言葉で括れるので、「生物・生態系」がいいのではないかと思う。「生態系」という言葉は、環境影響評価の用語で、一般的な使い方と違うところが難しい。検討されたい。

(事務局)

改めて、御相談させていただきたい。

(委員)

他に特になければ、委員からの意見を踏まえた上で、事務局は検討願いたい。

以上